

工事覚書

管理番号： _____

本覚書は、宅地造成及び建築工事（改修工事を含む）の着手にあたり、施主・工事業者・やまびこ会の間で以下の点について合意したことを確認するものである。施主と工事業者は、当やまびこ会のまちづくり憲章並びに関連法令等を遵守するとともに、この地における静謐で清浄な暮らしを損なうことなく、円満に工事が進むように努めることとする。なお法令等並びに本覚書に定めのない事項について問題が生じた時は、やまびこ会ともども誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

本件の表示（及び作業の内容） _____

作業現場 西宮市甲陽園目神山町 _____ 番 号 (_____ 番 坂 班)

作業期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

* 工事完了時には班長までご一報お願いします

甲陽園目神山町自治会 やまびこ会

会長 印

連絡先

班長 印

連絡先

受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施主 印

連絡先

工事業者 印

連絡先

<事前の協議と確認>

1、工事に着手する際は、近隣住民と協議したうえ、やまびこ会と覚書を作成し、各自署名捺印を行う。

(補-A)

2、覚書は3通作成し、やまびこ会会長・施主・工事業者が各1通保有する。

3、工事業者は、各協力工事業者及び作業員に覚書で定めた内容を周知徹底させる。

4、事前の協議の中で、特に定めた確約事項については、下に明記することとする。

特約事項(_____)

5、本覚書に明記した事柄以外に問題点が生じた場合、三者は誠意をもって協議し、解決をはかる。

6、西宮市都市景観条例を確認し、遵守する。

<工事の期間>

7、工事期間中は、やまびこ会工事覚書提出済証明書・工事予定表等を敷地内の見やすい位置に表示する。

8、日曜日・祝日は作業を行わない。

9、現場作業中は責任者を常駐させる。

10、工事時間は朝8時半（準備時間を含む）から夕方5時までとする。

(ただし、やむを得ない事情で変更する場合は、事前に協議するものとする。)

<危険等の防止>

11、現場の周囲は仮囲いを設ける等、危険防止策を講ずる。

12、騒音・振動を発生する場合は、可能な限り低騒音・低振動となる工法を採用する等、近隣に対して十分な対策を講ずる。

13、土砂ほり等流出や発生がないよう適切な措置をとる。

14、街路樹や付近の樹木を破損しない。

<車両の通行>

15、工事車両の地区内運行は安全等を考慮した経路とし、且つその速度は30km/h以下にする。

16、工事車両の走行に当たっては、当該工事以外の車両の走行を優先させる。

17、土砂等の運搬に際し、路面を汚したまま放置しない。

18、キャタピラーのまま道路上を走行しない。

19、大型車両の通行については、やまびこ会と協議し了承を得る。

20、通学及び生活道路であるため、当該工事車両の通行及び駐車に際しては、近隣に迷惑を及ぼさないよう十分に注意して、ガードマンを配置する等細心の注意を払う。

21、工事関係者の車両は、長時間の路上駐車は近隣に配慮する。

<火気の取扱>

22、山林火災の発生の抑止には厳に努める。

23、タバコの吸い殻の処理については、吸い殻入れを用意する等、常に火気の点検をする。なお、まちづくり憲章は、望まない受動喫煙の防止、環境美化、並びに災害抑制の観点から、路上喫煙をしないように求めている。

<衛生>

24、飲食のクズ、包装物、空き缶、空き瓶、ペットボトル等は全て持ち帰る。

25、工事中は、トイレを設置し、衛生に気を付け、悪臭を出さない。

26、残材は廃棄物として適切に処理する。

<近隣との関係>

27、工事に際して、近隣住民に迷惑を及ぼさないように注意する。もし、問題が生じた場合、やまびこ会会長もしくは班長が立ち会うこととし、その問題が解決するまで工事を中止する。

28、施主は、工事着手時及び完成時に近隣住民に挨拶をする。

29、万が一、近隣住民に被害を及ぼしたときは協議し、誠意をもって対応する。

(補-A) 覚え書き1項の、近隣協議とは、近隣住民へ建物・工事概要を説明し、理解を求める事をいう。なお、工事中の住民トラブルを無くすため、必要によりその記録を残す。